

この契約申込書は機械打ち出し専用です。

达所

名	シロウ	様
---	-----	---

生 年 月 日 性 别 ☒ 男 ☐ 女

进局号	2301036165-166	席次	大	小	年
-----	----------------	----	---	---	---

所在地	2117	901
-----	------	-----

個人賠償本人

構造
級別 A 共用部分 ☐ 含む ☒ 含まない 住居部分 ☐ 有 ☐ 無 建築物の所有関係 ☐ 所有 ☐ 所有 ☐ 賃貸 階数 13

規模 動力 kw	☐ 1.5 未満	☐ 1.5~99 未満	☐ 50 以上	電力 kw	☐ 10 未満	☐ 10~100 未満	☐ 100 以上	人員 人	☐ 5 未満	☐ 5~49 	☐ 50 以上
付属物	基礎工事:			畳・建具・ 床作			門・へい			浴槽・洗面	

[illegible]

年 月 日
金 國 萬 巴

1719 共同保險 特約有

481-1000-0000

契約取扱者が代理店の場合には、
係託契約締結の代理店を有しております。

9/10/19

お客様控

クーリングオフ説明書

(ご契約のお申し込みを撤回することができます)

株式会社 損害保険ジャパ

契約申し込みの撤回 (クーリングオフ) について

「ご契約者の方が個人」で、かつ「保険期間が1年超」の場合には、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回 (以下、クーリングオフといいます) をすることができます。長期にわたるご契約の場合、お申し込みの際には、十分ご検討いただきますようお願いいたします。

1. クーリングオフのお申し出ができる期間

次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフのお申し出ができます。

- ・ご契約を申し込まれた日
- ・本書面を受領された日

2. クーリングオフのお申し出方法

上記1. の期間内 (8日以内の消印のみ有効) に、当社の本社 (右記あて先) に必ず郵便でご通知ください。

[注1] ご契約を取り扱った代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

[注2]すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

3. お払い込みになった保険料の取り扱い

クーリングオフのお申し出をされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、当社および当社代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日 (開始日以降に保険料をお払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日) からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただくことがございます。

4. クーリングオフのお申し出ができないご契約

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- (1) 保険期間が1年以内のご契約
- (2) 営業または事業のためのご契約
- (3) 法人または社団・財団等が締結したご契約
- (4) 質権が設定されたご契約
- (5) 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- (6) 通信販売特約により申し込まれたご契約

5. ご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、「郵便はがき」に次の事項をご記入のうえ、郵便でご通知ください。

- (1) ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の次の事項
 - ①保険種類
 - ②証券番号 (申込書控の右上に記載してあります)
 - ③領収証番号 (領収証の右上に記載してあります)
- (5) ご契約を取り扱った代理店・仲立人名

(記入例)

郵便はがき		160-8338	
(株) 損害保険ジャパン		新宿区西新宿1-26-1	
お客様サービス室 行			
下記の保険契約のクーリングオフを申し出ます。		(1)	
契約者住所 ○○○○○○○○○○		(2)	
氏 名 ○ ○ ○ ○ ○			
電話番号 ○○-○○○○-○○○○			
契約申込日 平成○年○月○日		(3)	
保険種類 ○○○○○○保険		(4)	
証券番号 ○○○○○○○○○○			
領収証番号 ○○○-○○○○			
取扱代理店名 ○○○○○○○○		(5)	
・仲立人名			

(ご注意) 平成14年6月30日までにクーリングオフをお申し出される場合は以下住所にお送りください。

- ・日産火災海上保険株式会社でお申し込みされた場合
〒107-8654 港区北青山2-9-5
日産火災海上保険(株) 営業サービス推進部サービス開発グループ 行
- ・安田火災海上保険株式会社でお申し込みされた場合
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1
安田火災海上保険(株) お客様サービス室 行

(ご注意)

- 住宅金融公庫等公的融資にかかわる物件には、この申込書による火災保険のお申し込みができない場合がありますので、ご注意ください。
- 「保険の種類」が「普通火災」の場合には適用される普通火災保険約款が物件等により異なりますのでご注意ください。
- 地震保険契約は、基本契約が長期保険契約である場合には、地震保険期間満了後あらためてお申し込みがなくても保険料のお支払いがあれば基本契約の満期まで自動継続特約条項により継続されます。
- 他の保険契約欄には、家庭総合保険、住宅火災保険、住宅総合保険、普通火災保険、店舗総合保険、団地保険、長期総合保険、積立マンション総合保険、積立生活総合保険、積立火災総合保険、共済契約等をご記入ください。
- 明記物件等は地震保険の対象になりませんので、ご注意ください。

(建物付属物についてのご注意)

建物付属物のうち、門・へいおよび物置・車庫について記載のない場合は以下のとおりとします。

	門・へい	物置・車庫 (注1)
住宅物件	含む	含む
一般物件 (注2)	含む	含む

(注1) 自家用車専用車庫 (一般物件の場合は66㎡未満のもの) をいいます。

(注2) 一般物件の66㎡以上の物置・車庫は建物付属物に含まれません。
これらの物件を保険の目的とする場合には、建物とは別に保険金額を設定してください。

■特約コード一覧表

コード	名 称
71	長期一括払
72	新価
78	自動継続
3H	破損・汚損担保 (建物・家財 (注))
3J	類焼損害
4A	水道管修理費用不担保
4B	破汚損臨時費用不担保
4C	盗難臨費不担保
5A	庭木修復費用
5B	共用部分修理費用
5C	賃借費用
5E	傷害費用
5F	修理付帯費用
5G	バリアフリー改修費用
5H	ドアロック交換費用
5J	建てかえ費用
5K	防犯装置設置費用
5L	修理費用 (新団地)
5M	水災実損 (建物)
5N	水災実損 (家財)
5P	臨時費用拡張 (200万円)
5R	臨時費用拡張 (300万円)
7A	価額協定 (家財新価)
7B	価額協定 (家財時価)
7C	長期価協 (家財新価)

■免責金額一覧表

特 約 名 称	免 責 金 額
類焼損害	—
庭木修復費用	—
共用部分修理費用	—
賃借費用	—
傷害費用	—
修理付帯費用	—
バリアフリー改修費用	—
ドアロック交換費用	—
建てかえ費用	—
修理費用	3千円
水災実損 (建物、家財)	—
臨時費用拡張 (200万円、300万円)	—
借家人賠償	3千円
個人賠	0円
傷害総合	—

■評価欄コード表

再調達価額 による評価	基本 構造	木 造	1
		非 木 造	2
		プレハブ	3

■割増引コード一覧表

コード	名 称
11	共同住宅割増
22	空地割引 (一般物件)
24	職業割増
25	A級危険品割増
26	B級危険品割増
27	特別危険品割増
28	作業割増
29	A級動産割増
31	B級動産割増
32	C級動産割増
84	冷凍割増
6A	地震 耐震1等級割引
6B	地震 耐震2等級割引
6C	地震 耐震3等級割引
6D	地震 建築年割引

(注) 保険の目的が家財のとき、支払限度額は20万円となります。

「ハウスオーナーズフィット」、「ハウスオーナーズフィット（マンション用）」をご契約される皆様へ

重要なことがらを説明しています。ご契約前に必ずお読みください。

ご加入いただく保険契約には、保険種類に応じた普通保険約款・特約条項が適用されます。

※ここに記載したことがらは、主な注意事項です。詳しくは取扱代理店または当社にご照会のうえ、普通保険約款・特約条項によりご確認ください。

地震を原因とする損害

火災保険では、地震・噴火・津波などを原因とした下記の損害については保険金をお支払いできません。

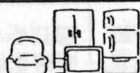


- ・火災による損害（地震等により延焼・拡大した損害も含みます。）
- ・倒壊などの損害
- ・埋没などの損害
- ・津波などによる流出損害 など

- ◆居住用建物（住居のみに使用されている建物）および居住用建物に収容されている家財（生活用動産）を保険の目的とする場合は、ご希望されない場合を除き、「地震保険」を併せてご契約いただくことになっております。地震保険の補償内容、ご契約金額などについては、別途取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ◆「地震保険」をご契約されない場合には、申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印またはご署名をいただいております。
- ◆地震火災費用保険金のお支払いについては、地震保険契約の有無とは関係ありません。

家財の損害

- ◆建物のみの契約の場合、建物に収容される家財（生活用動産）の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償を希望される場合は、別途ご契約金額を決めてご契約ください。



- ・タンスなど家具類
- ・テレビ、冷蔵庫など家電製品
- ・洋服、和服など衣料類 など

- ◆家財をご契約になる場合でも、下記の物は申込書に明記しないとご契約の対象になりません。（明記物件）



- ・1個（または1組）の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画・彫刻物などの美術品
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物 など

ご契約金額の設定

- ◆建物や家財の時価額（注）いっばいに保険をつけておかないと、事故の際、損害額の全額をお支払いできない場合があります。
- （注）時価額とは、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した金額をいいます。

（例）建物の場合



建物の価額
1000万円
ご契約金額
500万円

半焼



損害額
500万円
保険金
250万円

- ◆価額協定保険特約や新価保険特約を付帯することで、再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）でご契約いただくこともできます。
- ◆保険期間が5年を超える価額協定保険特約を付帯したご契約については、将来の物価上昇により保険金額を30%以上増額する必要がある場合には、当社からお客様に保険金額調整と保険料請求のご案内をいたします。追加保険料をお支払いいただかなかった場合には保険金を全額お支払いできないことがあります。

申込書の記載事項

- ◆申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約が解除となる場合があります。

契約後で注意いただくこと

- ◆ご契約後に下記の変更が生じる場合には、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合あるいはご連絡が遅れた場合には保険金をお支払いできないことがあります。

- ・建物などの売却・譲渡等により名義変更するとき
- ・建物の構造または用途を変更するとき
- ・家財が保険の目的である場合に家族構成に変更があったとき
- ・家財などを引越しにより他の場所に移転するとき
- ・建物の買替え、増築・改築・一部取り壊し など

事故が起こった場合

- ◆事故が起こった場合には、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず当社とご相談の上、交渉をおすすめください。

その他注意事項

- ◆複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- ◆引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約の際にお約束した保険金・返戻金が削減されることがあります。
- ◆火災保険については、ご契約者が個人、中小企業基本法に定める「小規模企業者」またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- ◆補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合でも、保険金・返戻金の9割までが補償されます。
- ◆なお、地震保険については、損害保険契約者保護機構により、保険金・返戻金の全額が補償されております。
- ◆損害保険契約者保護機構の詳細につきましては当社または当社代理店までお問い合わせください。

保険契約にご加入いただく方以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの説明書に記載したことがらをお伝えください。

取扱代理店

夜間・休日事故サービスセンター

（受付時間）◆土日曜日・祝日／終日（24時間）
◆平日夜間／午後5時から翌日午前9時

損保ジャパンホットライン

☎ 0120-727-110

※「ハウスオーナーズフィット」は「金融機関融資住宅等火災保険特約」を付帯した住宅火災保険の商品名です。

※「ハウスオーナーズフィット（マンション用）」は「新団地保険特約」を付帯した団地保険の商品名です。

※保険契約にご加入される際には、ご加入される方ご本人が署名・ご捺印ください。

（契約申し込みの撤回（クーリングオフ））につきましては同時にお渡ししている申込書のお客様控え面をご覧ください。